

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【公開番号】特開2007-167632(P2007-167632A)

【公開日】平成19年7月5日(2007.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-025

【出願番号】特願2006-315159(P2006-315159)

【国際特許分類】

A 6 1 L	9/01	(2006.01)
B 0 1 D	39/14	(2006.01)
B 0 1 J	20/22	(2006.01)
B 0 1 D	46/52	(2006.01)
A 6 1 L	9/16	(2006.01)
B 0 3 C	3/28	(2006.01)
D 0 6 M	23/08	(2006.01)
D 0 6 M	13/422	(2006.01)

【F I】

A 6 1 L	9/01	B
B 0 1 D	39/14	L
B 0 1 D	39/14	E
B 0 1 J	20/22	A
B 0 1 D	46/52	A
A 6 1 L	9/01	K
A 6 1 L	9/16	D
B 0 3 C	3/28	
D 0 6 M	23/08	
D 0 6 M	13/422	

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月16日(2009.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無機粒子と酸ヒドラジドとが少なくとも纖維の表面上に担持されてなることを特徴とする纖維シート。

【請求項2】

無機粒子の少なくとも一種がゼオライトであり、該ゼオライトの $\text{SiO}_2/\text{Al}_2\text{O}_3$ のモル比が20~300である、請求項1記載の纖維シート

【請求項3】

無機粒子の平均粒径が0.1~50 μm である、請求項1または2記載の纖維シート。

【請求項4】

無機粒子の比表面積が50~1000 m^2/g である、請求項1~3のいずれか記載の纖維シート。

【請求項5】

無機粒子が無機系消臭剤である、請求項1~4のいずれか記載の纖維シート。

【請求項 6】

さらにエレクトレット処理された纖維シートを積層してなる、請求項1～5のいずれか記載の纖維シート。

【請求項 7】

エアフィルター用途に用いられる、請求項1～6のいずれか記載の纖維シート。

【請求項 8】

無機粒子と酸ヒドラジドとを混合分散させた液を纖維に保持させ、さらに乾燥させる工程を経て請求項1～7のいずれか記載の纖維シートを得ることを特徴とする纖維シートの製造方法。

【請求項 9】

請求項1～7のいずれか記載の纖維シートを用いてなることを特徴とする自動車用キャビンフィルター。